

## 子どもの遊び場推進会議設置要綱

平成25年8月1日25千子子総第153号  
平成30年3月27日29千子子総第289号  
令和3年4月1日3千子子推第544号

### (目的)

第1条 この要綱は、「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」第5条に基づき、千代田区（以下「区」という。）が実施する子どもの遊び場に関する施策等を円滑に進めるために、多角的かつ建設的に論議する組織を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 前条の組織として、区に「子どもの遊び場推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 推進会議は以下の事項を所掌する。

- (1) 区の子どもの遊び場施策に関する評価、検証等
- (2) 区における今後の遊び場のあり方等に関する検討
- (3) その他区が子どもの遊び場施策をする上で必要な事項

### (組織)

第4条 推進会議は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 町会関係者
  - (3) 青少年委員
  - (4) スポーツ推進委員
  - (5) 区立小学校関係者
  - (6) 区立小学校 P T A
  - (7) その他の区民

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年以内において教育長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第6条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (臨時委員)

第7条 第4条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員が所掌する事項に係る検討が終了したときまでとする。

(招集)

第8条 推進会議は教育長からの検討依頼に基づき座長が招集する。ただし、座長及び副座長が選任されていないときは、教育長が招集する。

2 推進会議は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局子ども部子育て推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。